

—中小企業経営者のみなさんへ— 国の共済制度のご案内

中小企業基盤整備機構が運営する2つの共済制度、「小規模企業共済」と「経営セーフティ共済」についてお知らせします。ぜひ、ご活用ください。

小規模企業共済

小規模企業の経営者や役員、個人事業主などのための積み立てによる退職金制度です。事業を辞められた後の生活の備えになります。

掛金と税法上のメリット

掛金は月額1千円～7万円の範囲内で設定できます。

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できるなど税法上のメリットがあります。

共済金の受け取りと税法上のメリット

共済金は、退職や廃業時に受け取りが可能で「一括」、「分割」、「一括と分割の併用」から選ぶことができます。

なお、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は、「公的年金等の雑所得扱い」となり、税法上のメリットもあります。

貸付金の限度額

納付した掛金の範囲内で事業資金の貸し付けも受けられ、もしもの時のサポートにもなります。

経営セーフティ共済

自身の会社経営が健全であっても「取引先の倒産」という事態はいつ起こるものかわかりません。そのような不測の事態に直面された中小企業の方々が、必要となる事業資金を速やかに借入れできる制度です。

貸付金の限度額

共済金貸付額の上限は、「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8千万円）」のいずれか少ない額となります。

共済金の貸付条件

共済金の貸付けは「無担保・無保証人」で「無利子」です。ただし、貸付けを受けると借入額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

掛金と税法上のメリット

掛金は月額5千円～20万円までの範囲で選べます。また、法人の場合は掛金を損金扱い、個人事業主の場合は必要経費に算入できるため、税法上のメリットもあります。

○問い合わせ 舞鶴商工会議所 (Tel 62-4600)

京都府最低賃金

28円引き上げ「937円」

～上げ幅は過去最大～

10月1日から京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、2年ぶりに引き上げられ、上げ幅は過去最大の28円増の937円になります。

詳しい内容は、京都労働局のホームページでご確認ください。